平成２２年（フ）第８２号
千葉県長生郡一宮町一宮265番地２
債務者　齋藤　英明
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
富山県黒部市荻生1494番地　メゾネットさくら205号
債務者　戸出　喜恵
１　決定年月日時　平成22年７月14日午前９時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第４２号
福井県敦賀市昭和町２丁目20番27―301号
債務者　莨谷　直實
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第４０６号
岐阜県郡上市白鳥町大島1206番地１
債務者　鷲見さとり
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４３４号
岐阜市野一色７丁目４番29号シャーメゾン野一色Ｂ棟102号室
債務者　辻　　将人
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７７号
岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1554番地14
債務者　三浦　信子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第４１号
岐阜県高山市下岡本町2175番地７
債務者　園原　紀子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
大津市苗鹿２丁目23番８号
債務者　山口由紀絵
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８０号
大津市大将軍３丁目８番14号　コーポ田村203号、前住所大津市松原町14番９号
債務者　平井　眞澄
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８７号
大津市あかね町14番10号　和良ハイツ105、前住所大津市際川３丁目36番７号
債務者　苅谷　正博
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８８号
大津市際川２丁目４番27号　中由マンション１―４
債務者　中谷　　通
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８９号
滋賀県草津市西渋川２丁目６番５―521号
債務者　岡本百合江（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０１号
大津市石山寺辺町220番地の２　中谷正章方
債務者　中谷　久佳（旧姓小柴）
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０３号
大津市美空町２番８―503号
債務者　北尾美佐子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２０号
滋賀県野洲市小南499番地103
債務者　中村　健一
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２６号
広島市西区都町41番１―803号
債務者　島田　啓吾
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２２号
広島市佐伯区五日市町大字下小深川69番地の６・69番地の10合併
債務者　河原　秀樹
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７７号
広島市安佐南区川内５丁目22番８号
債務者　高橋小夜子
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部